

安曇野市穂高北穂高地区産業用地整備事業 説明会【概要】

1	会議名	北穂高産業団地開発に関する説明会
2	日 時	令和7年7月12日（土） 14：00～15：20
3	会 場	穂高公民館（講堂）
4	出席者	地権者（12人） 耕作者（5人） 一般（19人） 計36人
5	説明者	安曇野市商工労政課 山崎（参事兼課長） 中村 関川 横川 安曇野市都市計画課 山田（課長） 黒岩 佐藤 株式会社ヤマウラ 赤羽（常務取締役） 小松 荒井 伊藤 平林 株式会社d-ネクスト 窪田（常務執行役員） 池村
6	作成年月日	令和7年7月15日

説明会における質疑応答内容【概要】

【説明会概要】

- 1 開会・あいさつ
- 2 北穂高産業団地開発について
 - （1）これまでの経過
 - （2）「第1期開発」にかかる進出予定企業
 - （3）「第1期開発」にかかる開発計画（案）及び想定スケジュール
 - （4）区画③南側道路（市道穂高3209号線）の改良について
 - （5）区画③（約10ha）にかかる地区土地利用計画（素案）
 - （6）今後の全体スケジュール
 - （7）耕作者の皆様へ（耕作可能時期について）

【商工労政課長 山崎より代替農地の確保に関するお詫びと今後の対応について説明】

令和5年度の説明会において、今回の開発に伴い耕作面積が減少してしまう耕作者の皆様に対し、「代替農地については、同地域内においてご用意できるよう調整してまいります」とご説明いたしました。

しかしながら、その後北穂高地域の耕作状況を確認した結果、代替農地として活用可能な農地（未耕作地等）がほとんど存在せず、地域内での代替農地の確保には、北穂高地区の他の営農者の皆様のご協力が不可欠であることが分かりました。

当時、軽はずみな発言を行ってしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後は、代替農地の確保に向けて、関係者の皆様（地権者・耕作者）に個別でご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 3 質疑応答
- 4 閉 会

【質疑応答内容】（概要）

（１）区域内の緑地の管理は誰が行うのか。

⇒（回答者：ヤマウラ）

現在お示ししている外周部の緑地については、産業団地内の企業に管理をお願いする予定です。

（２）第１期開発への進出予定企業である２社の日中の操業時間は決まっているか。

⇒（回答者：ヤマウラ）

A社は、既存の安曇野市内の工場では平日８時～18時が通常業務時間で、残業があっても20時までに消灯しています。土日祝は休業です。ただし、北穂高での新事業は内容が異なるため、今後操業時間が変わる可能性もあります。現時点で深夜稼働の予定は聞いておりませんが、確認のうえ改めてご報告いたします。

B社についても、基本的にA社と同様の時間帯での操業が想定されており、深夜までの稼働は現時点では予定されていません。こちらも今後の確認結果を踏まえ、ご報告いたします。

（３）半導体工場等から発生する有機フッ素化合物（PFAS）について、事前の検査等を行う予定はあるか。

⇒（回答者：市）

現時点で明確にご回答することは出来ませんが、まずは、進出予定企業からそのような汚染物質の排出可能性があるのか聞き取りの上、必要に応じて市の環境部局と調整し、工場の排水調査を実施いたします。

⇒（回答者：ヤマウラ）

土壌汚染対策法等の関係法令を遵守した上で造成工事及び建築を行い、土壌汚染等の環境問題が発生しないよう事業を進めます。

（４）今回の開発に伴い耕作面積が減ってしまう耕作者に対する対応について、ご説明いただきたい。

⇒（回答者：市）

市の農政部局と情報を共有し、北穂高地域の耕作状況を確認したところ、当該地域内には代替農地として活用可能な農地がほとんど存在しないことが分かりました。このため、当該地域で営農されている関係者の皆様にご協力いただきながら、農地の集積・集約を進め、今回の開発により耕作面積が減少する耕作者の方々の代替農地を確保していきたいと考えております。

(5)元々、市の方で代替農地を確保するという話で今回の事業を進めていたはずである。前提が崩れることとなるが市の考えは。

⇒(回答者：市)

令和5年度の説明会において、「代替農地については、同地域内においてご用意できるよう調整してまいります」と軽率な発言をしてしまいましたこと、改めてお詫び申し上げます。

今後は、北穂高地域内の関係者（地権者・耕作者）の皆様と個別にご相談させていただきながら、代替農地の確保に努めてまいりたいと考えております。

(6)産業団地から排出される工場排水及び雨水排水は、どのような考えか。

⇒(回答者：ヤマウラ)

今回の開発に限らず、一般的なお話となりますが、まず、工場から排出される工業排水については、農業用水路や道路側溝へ排水することは認められておりません。

一般的には、工場からの工業排水は、まず敷地内の貯水槽等で一時貯留し、ろ過を繰り返して一定の基準まで浄化した上で、下水道へ排水することが基本的な考え方となります。

また、敷地内に降った雨水については、原則として敷地内で浸透させることが求められますが、浸透しきれない規模の降雨があった場合には、住宅地と同様、やむを得ず道路側溝へ流出することが想定されます。

(7)過去に、北穂高地域の既存工場から排出された工業排水が農業用水路へ流入し、大きな問題となった事例がある。このような経緯を踏まえ、雨水排水も含めて、住宅地と同様の一般的な対応を説明するだけでなく、今回の開発においては環境問題が発生しないよう、適切な施工を行うことを約束してもらいたい。

⇒(回答者：ヤマウラ)

ご指摘いただいた内容を真摯に受け止め、法令を遵守の上、地域の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、市とも情報を共有しながら、適切に事業を進めてまいります。

(8)新たな企業進出に伴う交通問題（安全対策や交通渋滞等）については、どのような考えか。

⇒(回答者：市)

今回、正式に意思表示をいただいた企業との打ち合わせの中で、地域内における交通ルールの徹底をお願いし、各企業からご理解をいただいております。

基本的には、堤防道路からの出入りを行い、地域内の生活道路については従業員車両も

含めて利用しないようお願いしております。

また、松本糸魚川連絡道路事業に関連する周辺インフラ整備について、3区より長野県へ要望書が提出されていることは市としても承知しており、今後も要望内容に沿った事業が速やかに進められるよう、市からも引き続き働きかけてまいります。

(9) 北側に延長する区域内道路について、西側の道路に接続する計画となっているが、東の堤防道路に接続させることは出来ないのか。

⇒ (回答者：市)

当該東側の堤防道路は、松本糸魚川連絡道路の現道活用区間に位置付けられており、同道は松本～糸魚川間を概ね60km/hで移動できるよう計画が進められています。

今回の区域内道路を堤防道路に接続すると、新たな交差点が発生して車両の減速を招き、目標とする概ね60km/hの維持がさらに難しくなることから、技術的には接続可能であるものの、堤防道路の管理者である県からの許可は得られないと考えております。

(10) 改良を予定されている市道穂高3209号線と堤防道路の交差点に新たな信号機の設置予定はあるか。

⇒ (回答者：市)

当該交差点における信号機の設置予定はありません。